



令和7年度労働者派遣事業 ＜事業報告書記載説明資料＞

令和7年6月4日・6月5日

三重労働局 需給調整事業室

様式第11号（第1面）

（日本産業規格A列4）

許可番号	
事業所統番号	
許可年月日	年 月 日

労働者派遣事業報告書 （年度報告）
（6月1日現在の状況報告）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)

1 氏名又は名称

【事業報告提出期間】【様式11号】
6月2日（月）～6月30日（月）

報告様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

6 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業			
7 産業分類	名称			分類番号	
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日		～			
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有	2 無	許可・届出番号		
10 親会社の名称				備考	
	①労働者派遣事業の許可番号		②民営職業紹介事業の許可・届出番号		
11 請負事業の実施	1 有	2 無	うち構内請負の実施	1 有	
12 備考					
※労働局記入欄					

様式第11号（第1面）

（日本産業規格A列4）

許可番号	
事業所統括番号	
許可年月日	年 月 日

労働者派遣事業報告書 （年度報告）
（6月1日現在の状況報告）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

**【事業報告提出期間】【様式11号】
6月2日（月）～6月30日（月）**

様式第12号（表面）

（日本産業規格A列4）

労働者派遣事業収支決算書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

様式第12号-2（表面）

（日本産業規格A列4）

関係派遣先派遣割合報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第3項の規定により関係派遣先への派遣割合に係る報告を提出します。

報告対象期間 年 月 日から
年 月 日まで

① 許可番号	-	② 許可年月日	年 月 日
（ふりがな）			

提出者

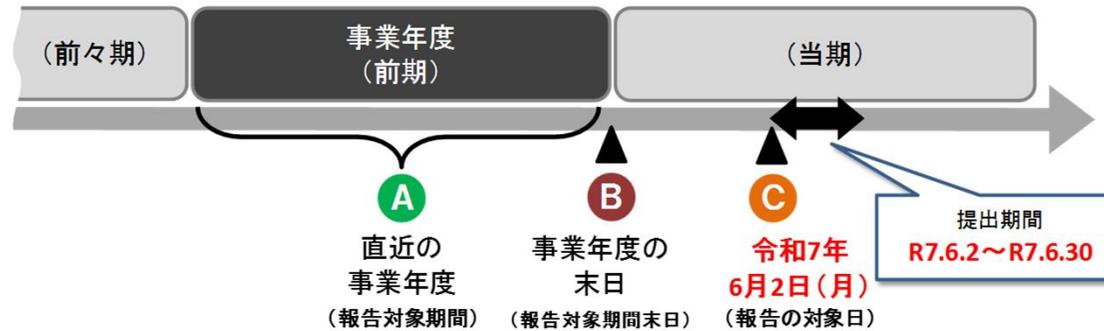
労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり収支決算

決算対象期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 許可年月日	年 月 日
---------	-------

**【事業報告提出期間】
【様式12号】【様式12号-2】
決算月経過後3ヶ月以内に提出**

（年度報告の報告対象期間及び報告の対象日）



（事業主・事業所に関する事項）		
第1面	提出者（提出日時点の事業主）	C
	8欄 事業年度の開始日・終了日	A
	上記以外の項目	B
I 年度報告		
第2面	I（1）派遣労働者数等雇用実績	B
	上記以外の項目	A
第3面	A
第4面	A
第5面	A
第6面	A
II 6月1日現在の状況報告		
第7面	C
第8面	C
第9面	C

労働者派遣事業 事業報告（様式11号） 【第1面】

様式第11号（第1面）

日本産業規格A列4（日本工業規格A列4は提出不可）

（日本産業規格A列4）

許可番号	派24-*****
事業所枝番号	1
許可年月日	平成**年 *月 1日

「事業所枝番号」は、許可証に記載されている番号を記載する。

報告書（年度報告）
（6月1日現在の状況報告）

許可証の左下にある
事業所枝番号を記載する

*** 派遣実績がない場合も提出は必須です**
【実績がない場合の記入箇所】

- ① 第1面はすべて記入
- ② 第2面(1)①(全労働者の人数)
- ③ 第2面の上部欄外に「派遣実績なし」と記入
- ④ 第5面(10)(マージン率等の情報提供の状況)
- ⑤ 第6面(11)①キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数
- ⑥ 第7面の上部欄外に「派遣実績なし」と記入

令和 3年 6月 1日

厚生労働大臣

田村憲久

提出

法律第2... 事業所枝番号 1

(ふりがな)	かぶしがいしや○○○○○○○○	
1 氏名又は名称	株式会社○○○○	
2 住所	〒(****-****) 三重県津市島崎町**番地 (059) ****-****	
(ふりがな)	○○○○ ○○○○	役名
3 代表者の氏名 (法人の場合)	○○ ○○	代表取締役
(ふりがな)	かぶしがいしや○○○○○○○○ ○○○えいぎょうしよ	
4 事業所の名称	株式会社○○○○ ○○○営業所	
5 事業所の住所	〒(****-****) 三重県津市島崎町**番地	

日本標準産業分類表に基づく産業分類(細分類4桁)を記載する。
日本標準産業分類表は総務省HP参照 **

労働者派遣事業 事業報告（様式11号） 【第1面】

5 事業所の住所	〒（***-****） 三重県津市島崎町**番地			日本標準産業分類表に基づく産業分類（細分類4桁）を記載する。 日本標準産業分類表は総務省HP参照		**
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 2 中小企業					
7 産業分類	名称	例：労働者派遣業	分類番号	9121		
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	事業年度例：令和6年4月1日～令和7年3月31日		直前に終了した事業年度（決算期）を記載する。			
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有 2 無		許可・届出番号	24-コ-*****		
10 親会社の名称	株式会社●●●●●		備考			
	①労働者派遣事業の許可番号	派24-*****	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	24-コ-*****		
11 請負事業の実施	1 有 2 無		うち構内請負の実施	1 有 2 無		
12 備考	担当者名：三重 太郎 連絡先：059-226-0000		請負事業を実施している場合には、1を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であって、構内請負を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の1を○で囲むこと。			
※労働局記入欄						
(R5.12) これ以外の様式は提出不可						

許可申請又は更新時に申請用紙に記載した名称と番号を確認！

許可取得時または許可更新時に提出している様式第1号

（日本産業規格A列4）

様式第1号（第1面）

※ 許可番号 ※ 許可年月日 ※ 許可有効期間更新	_____ _____年 ____月 ____日 _____年 ____月 ____日
---------------------------------	---

労働者派遣事業 許可有効期間更新 申請書

年 ____月 ____日

厚生労働大臣 殿

申請者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第5条第1項 第10条第2項 の規定により、下記のとおり
 許_____可 _____を申請します。
 許可有効期間更新

記

(ふりがな)			
1 氏名又は名称	〒 () () -		
2 住所			
3 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	4 全労働者数
5 産業分類（細分類）	名称	分類番号	
6 役員の氏名、役名及び住所（法人の場合）	日本標準産業分類(細分類)		
(ふりがな) 氏名	役名	住所	
代表者			

ここに記載しているものと同じ分類名、分類番号を記載する。

労働者派遣事業 事業報告（様式11号）

【第1面】

5 事業所の住所	〒（***-****） 三重県津市島崎町**番地			日本標準産業分類表に基づく産業分類（細分類4桁）を記載する。 日本標準産業分類表は総務省HP参照		**
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 ② 中小企業					
7 産業分類	名称	例：労働者派遣業	分類番号	9121		
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	事業年度例：令和6年4月1日～令和7年3月31日		直前に終了した事業年度（決算期）を記載する。			
9 民営職業紹介事業との兼業	① 有 2 無		許可・届出番号	24-1-*****		
10 親会社の名称	株式会社●●●●●		備考			
	①労働者派遣事業の許可番号	派24-*****	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	24-1-*****		
11 請負事業の実施	① 有 2 無		うち構内請負の実施	① 有 2 無		
12 備考	担当者名：三重 太郎 連絡先：059-226-0000		請負事業を実施している場合には、1を〇で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であって、構内請負を実施している場合には、「うち構内請負」で囲むこと。			

例)
 3月決算：令和6年4月1日～令和7年3月31日
 12月決算：令和6年1月1日～令和6年12月31日
 ※ 5月決算：令和6年6月1日～令和7年5月31日
 ※ 6月決算：令和5年7月1日～令和6年6月30日

※決算月が変更になっている場合は速やかに変更の連絡を！

労働者派遣事業 事業報告（様式11号）【第2面】

例) 事業年度が4/1～3/31の場合：令和7年3月31日時点の人数

様式第11号（第2面）

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

(1)は報告対象期間末日における実人数を記載する。

派遣実績なし

報告対象期間において、労働者派遣の実績が全くなかった場合は、欄外に「派遣実績なし」と記載し、以下の該当しない項目は空欄とします。

派遣実績が無かった場合でも、「①全労働者」欄の記載は必要です(全労働者には派遣労働者以外の労働者も含める)。

計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	2	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

⑤日雇派遣労働者及び⑥登録者のうち雇用されている者も含める。

報告対象期間内に締結した労働者派遣契約(個別契約)件数を記載する。

労働者派遣契約が無かった場合は、○印をする。

(2) 労働者派遣事業の売上高

***, ***, ***円

※労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載する(消費税含む・1円単位)。

(3) 請負事業の売上高

***, ***, ***円

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数（実人数）

0

事業所数

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

5

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

A列4)

(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

事業主(会社単位)
所在地は都道府県及び市区町村までを記載する。

③ 主な派遣先事業主（取引額上位5社）

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間	③ 主な派遣先事業主（取引額上位5社）	
					氏名又は名称	所在地
イ 1 2 機械・原材料・安全装置等の取扱い方法訓練	2	2	30	1	株式会社〇〇〇〇	三重県桑名市
ロ 3 4 作業手順、作業開始時の点検訓練	2	1	30	1	株式会社□□□□	三重県四日市市
ハ 5 腰痛防止教育	1	1	30	1		
ニ 6 整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	30	1		
ホ 7 危険予測訓練	1	2	30	2		

該当番号を最大2つまで記載
労働安全衛生法第59条第1項 同法施行規則第35条（雇入れ時等の教育）第1項第1号から第8号
1.機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
2.安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能及び取扱い方法に関する事
3.作業手順に関する事
4.作業開始時の点検に関する事
5.業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
6.整理、整頓及び清潔の保持に関する事
7.事故時等における応急措置及び退避に関する事
8.その他、業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
同法第59条第2項 9.作業内容変更時の教育
同法第59条第3項 10.危険・有害業務の特別教育

雇用安定措置の対象労働者とは、派遣終了後も継続して就業することを希望している者をいいます

(8) 雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供)を講じた人数		第3号 (派遣労働者として雇用)を人数								
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数									
計	30	4	2	15	7	7								
3年見込み	3	2	2	1	1									
2年半から3年未満見込み	5	1		2	1	1	2						0	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1						0	
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2			1				0	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1					0	
1年未満見込み(※1)	10	1		6	2	2	1	1					0	

合計、内数に注意すること。
※ 無期雇用派遣労働者は雇用安定措置の対象外です。
 雇用安定措置の対象者
 A: 同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある者
 B: 同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みがある者
 C: (A及びB以外の者で)派遣元事業主に雇用された期間が1年以上の者
 「対象派遣労働者数」には、各期間に該当し、かつ、A及びBについては、就業継続を希望する者の総数を書くこと(雇用安定措置を講じなかった人数を含む)。また、複数の措置を講じた場合は、それぞれの措置の人数を含めること。

第2号の措置には、有期雇用派遣労働者を無期雇用とした後、新たな派遣先へ就業させた場合や、再び同じ派遣先へ就業させた場合も含まれる。

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。
 ※2 (7)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

(日本産業規格A列4)

様式第11号（第3面）

日雇派遣労働者を除く(日雇派遣労働者については第5面②に記載する)。

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

労働者派遣法第30条の4第1項の協定(労使協定)の対象派遣労働者

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

「全業務平均」は単純平均とすること。
(小数点以下は四捨五入)

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	16,600	19,000	15,000	11,400	13,500	13,500	10,000	10,000
01～99の合計額/記載業務の合計数								
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	22,000	22,000		16,000	16,000	16,000		
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技術者								
14 -2 臨床検査技術者								
14 -3 その他の医療技術者								

業務別の「派遣料金」：1人1日8時間当たりの派遣料金(消費税を含む)

$$= \frac{\text{派遣先から得た派遣料金の総額}}{\text{派遣労働者が従事した総労働時間数}} \times 8\text{時間}$$

(小数点以下は四捨五入)

「12-1 医師、12-2 薬剤師、12-3 歯科医師、獣医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合のみ派遣することが認められていることに留意すること。

業務別の「派遣労働者の賃金」：1人1日8時間当たりの賃金

$$= \frac{\text{派遣労働者に支払った賃金の総額}}{\text{派遣労働者が従事した総労働時間数}} \times 8\text{時間}$$

(小数点以下は四捨五入)

「1日（8時間）当たりの金額」

労働者派遣事業 事業報告（様式11号） 【第5面】

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第5面)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

「全業務平均」は、令第4条（4-1から4-19まで）の業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。また、令第4条に該当しない日雇派遣のみの場合は全業務平均のみ記載すること。

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	30,000	20,000	20,000
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	20,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			

日雇派遣の禁止の「例外の業務」（令第4条）について、業務の種類別（4-1から4-19まで）に応じた実績を記載する。

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	○
その他 ()	

複数選択可 記載漏れのないように。
※マージン率等については、原則としてインターネットによる情報提供が必要となっています。
【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】

（日本産業規格A列4）

様式第11号（第6面）

キャリアコンサルタント以外の担当者について記載すること。
職務経験あり:過去にキャリアコンサルティングの経験がある者、人事部門で3年以上の経験がある者等。
知見あり:キャリアコンサルティングの知識を有する者。

「派遣実績なし」の場合でも必ず記載してください。

派遣元責任者がキャリアコンサルティングの担当者を兼任している場合は記載すること。

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	2	
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者	2	2		—	2	
営業職	1	1		—	1	
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

キャリアコンサルティングの実績が無くても、「全派遣労働者数」の記載は必要です。
（報告対象期間において在籍していた全派遣労働者数を記載する。報告対象期間の途中で退職した派遣労働者を含む。）

労働者派遣事業 事業報告（様式11号） 【第6面】

③ キャリアアップに資する教育訓練 **①フルタイム(1年以上雇用見込み)**、**2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)**

1、2、3のいずれかに該当する番号に○印をつけ、**それぞれ別業**にして作成すること。
(例：1フルタイムで1枚、2短時間勤務で1枚 計2枚を作成)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40				1	1	1	1
(ロ) (例) 4時間	10				10				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修	2	2	2	2	40	40	20	20	1	1	1	1
(ロ) OA機器操作研修	2	2	2	2	20	20	12	8	2	1	1	1
ハ 職種転換訓練												

訓練実施時間の総計 (例) 4時間×10人

受講者の実人数

ホ その他の教育訓練		1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1	2	3	4	1	2	3	4	
(イ) ビジネススキル研修		5	5	5	5													1
(ロ) 経理研修		2	2	2	2													1
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)		上段の合計				110	110	57	53	1～3年目のaの合計 (c)				277				
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)		下段の合計 (実人数、複数受講者は1人でカウントする)				10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)				25				
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)		上段の合計÷下段の合計 (小数点以下切り捨て)				11	11	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)				11				
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)												1500						

「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練」①から③のいずれも満たすもの
 ① 「訓練の方法の別」が、「1:計画的なOJT」又は「2:OFF-JT」であるもの。
 ② 「訓練費負担の別」が、「1:無償(実費負担なし)」であるもの。
 ③ 「賃金支給の別」が、「1:有給(無給部分なし)」であるもの。

訓練中の賃金総額 ÷ 訓練の総時間数

労働者派遣事業 事業報告（様式11号） 【第7面】

(日本産業規格A列4)

様式第11号（第7面）

II 6月1日現在の状況報告

派遣実績なし

6月2日に派遣された労働者がいない場合は、欄外に「派遣実績なし」と記載し、以下の該当しない項目は空欄とします。

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

日雇派遣労働者を除く（日雇派遣労働者については第9面に記載する）。

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
42	25	23	9	9	2	2	6	6

6月2日に派遣された労働者がいない場合は、「0」と記載する。

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者	協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	18		
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					

表①と②の数値は一致すること。

	①の合計	②の合計
無期雇用派遣労働者	25+2 =	20+2+5
(協定対象派遣労働者)	23+2 =	18+2+5
有期雇用派遣労働者	9+6 =	8+2+5
(協定対象派遣労働者)	9+6 =	8+2+5

「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合のみ限定して派遣が認められていることに留意すること。

労働者派遣事業 事業報告（様式11号） 【第8面】

様式第11号（第8面）

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					

65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。

「特定製造業務」：物の溶融、鋳造、加工、組立て、塗装する業務、製造用機械の操作の業務及びこれらと密接不可分の付随業務として複数の加工・組立て業務を結ぶ場合の運搬、選別、洗浄等、物を製造する工程における作業に係る業務で、育児休業等取得者の代替、介護休業取得者の代替以外のもの。
＝ 「49-50」「51」「52-53」「54」及び「59の一部」

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
10	5	5	5	5

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

0

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者
雇用保険	25	7	—	5
健康保険	23	7	—	1
厚生年金保険	23	7	—	1

6月2日において、労働者派遣事業に係る登録者であった者の実数（同日に派遣されている者を含み、過去1年以内において派遣されたことがない者を除く）を記載すること。

6月2日において、派遣された派遣労働者について保険の種類ごとに加入している者の実人数を記載すること（第7面「①派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数」の内数となる）。
※ 6月2日において派遣していない者は除く。

労使協定締結の有無に係わらず全事業所が提出対象

労働者派遣事業報告書（年度報告）（6月1日現在の状況報告）
添付書類チェックシート

以下の①、②の項目について回答し、「YES」にチェックの入ったものすべてを労働者派遣事業報告書に添付してご提出ください。

① 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定を締結している。

	必要な添付書類
<input type="checkbox"/> YES	労使協定の写し ※労使協定で就業規則などによることとしている場合は、労使協定で引用している就業規則等の該当部分の写しも併せて添付することが必要です。
<input type="checkbox"/> NO	⇒以下②の回答は不要です。

× 36協定

○ 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

〇〇人材サービス株式会社（以下「甲」という。）と〇〇人材サービス労働組合（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条 本協定は、派遣先でプログラマーの業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第〇条に準じて、法律の定めに従って支給する。

※ 引用するものは全て該当部分のコピーが必要となります。

労働者派遣事業 事業報告（様式11号） 【労使協定】

※労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合に提出するもの

例)
 労使協定の有効期間が2年以上である場合
 (有効期間：令和6年4月～令和8年3月)



令和6年4月～令和7年3月までの一般賃金と
 令和7年4月～令和8年3月までの一般賃金の
 差異を確認し、一般賃金の額と同等以上で
 あることを確認したという確認書

※この確認書は、一般賃金額のみ変更
 となった場合に活用できるもので

協定対象派遣労働者の賃金額を変更
する場合は、確認書の提出ではなく、
労使協定を締結し直す必要がある。

確認書のイメージ
 令和 年 月 日

協定対象派遣労働者の賃金額に関する確認書

別紙：協定対象派遣労働者の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

1. 一般基本給・賞与等
 以下のとおり、協定に定める協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、通達第2の1に定める一般基本給・賞与等と同等以上を確保していることを確認しました。

等級	職務の内容	協定に定める協定対象派遣労働者の賃金額	令和●年度適用の対応する一般賃金	令和○年度適用の対応する一般賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経歴		
			令和●年度適用の対応する一般賃金	令和○年度適用の対応する一般賃金の額	3年 5年 10年 15年 25年 35年	15年以上 25年未満 25年以上 35年未満	
A ランク	上級ソフト開発 (AI 関連なプログラムを用いた)	●	2.0	3.0	9.0	13.0	16.0
			2.0	5.0	11.0	14.5	18.0
B ランク	中級ソフト開発 (Web 作成等の中 難易度の開	●	2.0	3.0	9.0	13.0	16.0
			2.0	5.0	11.0	14.5	18.0
C ランク	初級ソフト開発 (Excel クロ等、簡 易なプログラムを用いた開	●	2.0	3.0	9.0	13.0	16.0
			2.0	5.0	11.0	14.5	18.0

○協定対象派遣労働者の退職手当

等級	職務の内容	協定に定める協定対象派遣労働者の退職手当	令和●年度適用の対応する一般賃金		令和○年度適用の対応する一般賃金の額		対応する一般の労働者の能力・経歴	
			令和●年度適用の対応する一般賃金	令和○年度適用の対応する一般賃金の額	3年 5年 10年 15年 25年 35年	15年以上 25年未満 25年以上 35年未満		
A ランク	上級ソフト開発 (AI 関連なプログラムを用いた)	●	2.0	3.0	9.0	13.0	16.0	
			2.0	5.0	11.0	14.5	18.0	
B ランク	中級ソフト開発 (Web 作成等の中 難易度の開	●	2.0	3.0	9.0	13.0	16.0	
			2.0	5.0	11.0	14.5	18.0	
C ランク	初級ソフト開発 (Excel クロ等、簡 易なプログラムを用いた開	●	2.0	3.0	9.0	13.0	16.0	
			2.0	5.0	11.0	14.5	18.0	

IIIV
 ○一般労働者の平均的な退職手当 (令和○年中小企業の賃金・退職金事情 (●●●県))

等級	職務の内容	協定に定める協定対象派遣労働者の退職手当	平均的な退職手当 (令和○年中小企業の賃金・退職金事情 (●●●県))								
			3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	
2. 一般通勤手当 協定に定める協定対象派遣労働者の賃金額を確保する場合により	●	●	0.7	1.2	2.8	4.8	6.9	9.2	12.0	13.3	
			1.3	2.1	4.0	6.1	8.9	10.8	13.9	15.1	

3. 一般退職金
 以下のとおり、協定の賃金・退職金等

(※) 一般労働者の平均的な退職手当の支給月数は「令和○年中小企業の賃金・退職金事情」(●●●県)における退職金の支給率 (モデル退職金・大学卒) に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合 (○○.○%) をかけた数値である。

21

令和7年度労働者派遣事業 ＜事業報告（様式11号）＞

※期限内での提出よろしくお願ひします

改正後の様式は厚生労働省ホームページに掲載しています。入力支援ツール付きの様式も掲載しますので、ぜひご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou_00003.html